告示

埼玉県告示第七百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年十月三十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人　萩原医院	羽生市西四―一―六	医療法人　萩原医院	居宅療養管理指導	令和八年七月一日
			介護予防居宅療養管理指導	
医療法人光仁会　南部厚生病院	春日部市大場二〇―一	医療法人光仁会	居宅療養管理指導	令和八年八月一日
			介護予防居宅療養管理指導	
ケアセンターあおば	秩父市小柱一九六	有限会社あおばホーム	居宅介護支援	令和八年十月一日

d3b4d2f793ad26c460001c40733b6c41